

社会医療法人財団新和会 居宅介護支援事業所さとまち 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する居宅介護支援事業所さとまち（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、対象となる利用者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護者等」という。）になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、利用者の自己の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業者の選定に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、事業所が利用している居宅サービス事業者の利用割合および各々の事業者の特徴を紹介し、公正中立に選定が行われるよう努める。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所さとまち
- (2) 所在地 安城市里町畑下62番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務1名）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月2日までを除く。
- (2) 営業時間 8時45分から17時30分までとする。
- (3) 24時間対応の携帯電話を持ち回りで対応する。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、その介護保険サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及びご自宅
- (2) 使用する課題分析票の種類 全社協版アセスメントシート
- (3) サービス担当者会議の目的 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有すること
- (4) サービス担当者会議の開催時期 居宅サービス計画新規作成時
要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定時

※ただしやむを得ない理由がある場合は担当者への紹介等を行う

また、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な記録を記載するとともに、少なくとも6ヶ月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証したうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。

- (5) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内または利用者宅内、及び同意が得られた場合はオンラインによる。
- (6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回、但し、状態の安定した利用者がICT機器を活用して担当者会議を行うことに同意し、且つその他関係者がオンラインモニタリングによる開催に合意が得られた場合、2ヶ月に1回
- (7) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えた地点より行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

区分 (片道の距離)	交通費
実施地域を越えた地点から片道5 km未満	300円
実施地域を越えた地点から片道5 km以上10 km未満	500円
実施地域を越えた地点から片道10 km以上	1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

安城市

里町、今本町、浜屋町、宇頭茶屋町、橋目町、柿碓町、尾崎町、住吉町、東栄町、美園町、二本木新町、井杭山町、篠目町、今池町、池浦町、大東町、昭和町、弁天町、新田町、桜町

(相談・苦情処理)

第8条 事業所は、提供した居宅介護支援の相談・苦情について窓口を設置し、マニュアルに沿って迅速・適切に対応する。

- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書そ

他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 感染症の発生及びまん延等に関する対策の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組む。

3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施の上、当該担当者を定める。

4 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じる。

5 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月16日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から、一部改訂して施行する。

この規定は、平成29年10月1日から、一部改訂して施行する。

この規定は、平成29年11月1日から、一部改訂して施行する。

この規程は、平成30年4月1日から、一部改訂して施行する。

この規程は、令和元年5月1日から、一部改訂して施行する。

この規程は、令和元年10月1日から、一部改訂して施行する。

この規程は、令和3年4月1日から、一部改訂して施行する。

この規定は、令和4年11月1日から、一部改訂して施行する。

この規定は、令和4年12月1日から、一部改訂して施行する。

この規定は、令和6年4月1日から、一部改訂して施行する。